

日銀シス第19号
平成29年3月10日

日銀ネット利用先
日銀ネット利用金融機関等 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則
(共通事務)」の一部改正に関する件

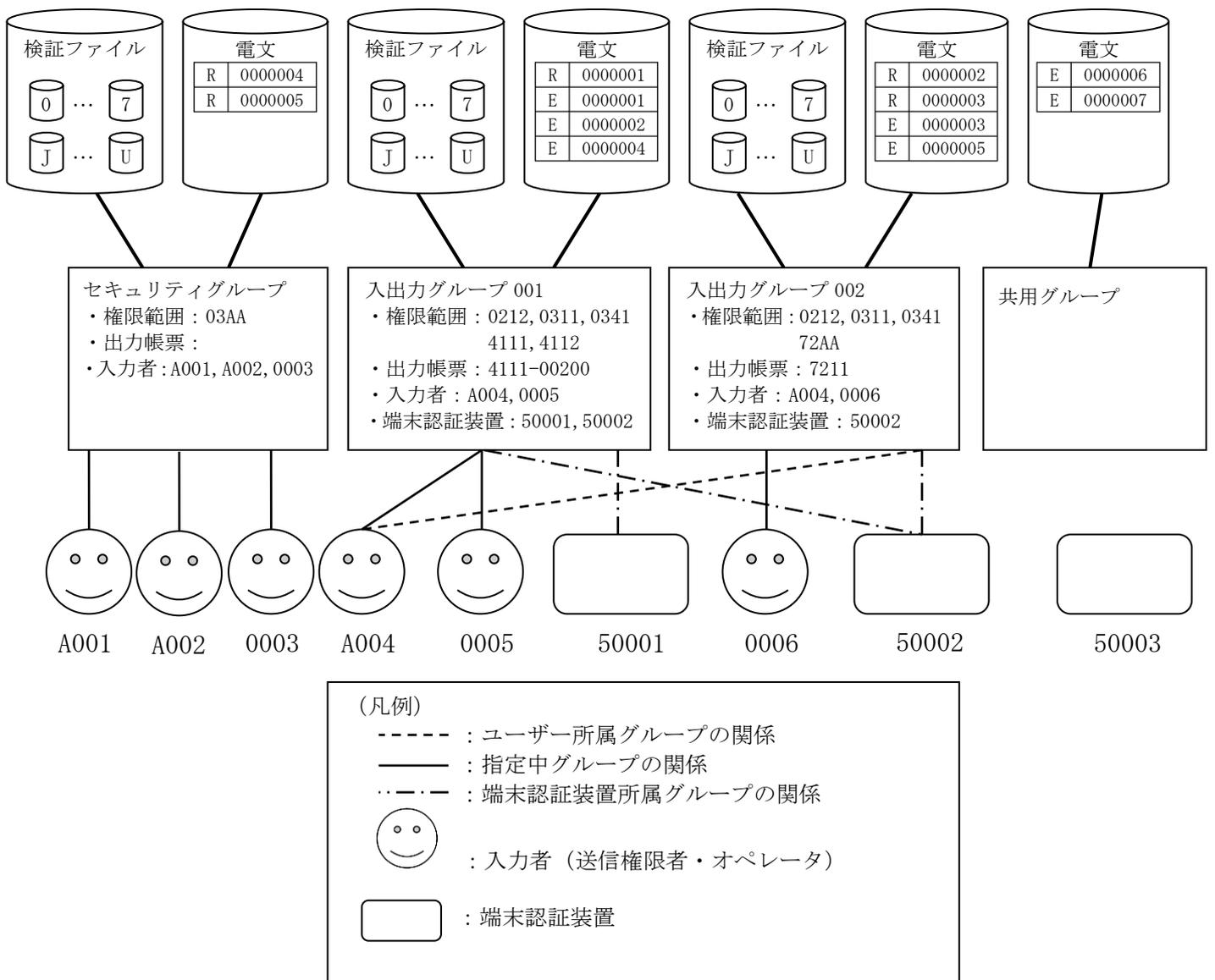
日本銀行では、日本銀行金融ネットワークシステムの機能の見直し等に伴い、
標記規程の一部を別紙のとおり改正し、平成29年3月21日から実施すること
としましたので、通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」中一部改正

- 第1編Ⅱ. 3. (2) ハ. (入出力グループの概念図) を次のとおり改める(全面改正)。

(入出力グループの概念図)



- 第1編Ⅱ. 3. (2) ハ. 《概念図の説明》③を横線のとおり改める。

③入力者

送信権限者 A0024 は、指定中グループの 001 に設定された業務処理区分の入力、送信、E X 一方通知電文の確認等が行えるほか、指定中グループを入出力グループ 002 に切替えることで、同入出力グループに設定された処理が可能です。

オペレータ 00025 は、所属する入出力グループが 001 のみのため、設定できる指定中グループは 001 のみで、当該入出力グループに設定された処理のみ行えます。

なお、共用グループで受信した電文は、指定中グループの指定状態にかかわらず、すべての入力者が確認可能です。

[日銀ネットの電文：Ⅲ. 2. 参照]

- 第1編Ⅳ. 1. (2) の(注)を横線のとおり改める。

(注) セキュリティグループに入力者を割当てる場合には、入力者のパスワードロック等の不測の事態に備え、入力者を3名以上(うち送信権限者を2名以上)割当てることとしてください。万一、パスワードロック等によりセキュリティグループに割当てた入力者のうち端末操作が可能な入力者が、送信権限者1名のみまたはオペレータのみとなった場合には、すみやかに日銀ネット主管店に連絡し、その指示に従ってください。

- 第1編Ⅳ. 7. (3) の(注2)を横線のとおり改める。

(注2) 各グループに所属する入力者は、パスワードロック等の不測の事態に備え、入力者を3名以上(うち送信権限者を2名以上)割当てることとしてください。また、万一、パスワードロック等によりセキュリティグループに割当てた入力者のうち端末操作が可能な入力者が、送信権限者1名のみまたはオペレータのみとなった場合には、すみやかに日銀ネット主管店に連絡し、その指示に従ってください。

- 第1編Ⅳ. 7. (4) の(注2)を横線のとおり改める。

(注2) 各グループに所属する入力者は、パスワードロック等の不測の事態に備え、入力者を3名以上(うち送信権限者を2名以上)割当てることとしてください。また、万一、パスワードロック等によりセキュリティグループに割当てた入力者のうち端末操作が可能な入力者が、送信権限者1名のみまたはオペレータのみとなった場合には、すみやかに日銀ネット主管店に連絡し、その指示に従ってください。

- 第1編Ⅴ. 1. を横線のとおり改める。

1. 通常の運行

略(不変)

(日本銀行本店を日銀ネット主管店とする利用先)

略(不変)

翌営業日
午前

6:30まで [センターで自動的に行う当座勘定の入金または引落等]

- 日本銀行は、次の処理を翌営業日の午前6時30分までにセンターで自動的に行います。
- ・ 代理店保証額および歳入代理店保証額の増額または減額
 - ・ 共通担保の時価または掛目の変更に伴う担保価額の変更
 - ・ 国債条件付売買および日銀国債売現先(米ドルオペ用担保国債供給)において日本銀行が売買先に対し有する純与信額の更新
 - ・ 振替社債等の定時償還または一部繰上償還に伴う担保価額の減額
 - ・ 振込国債の元利金の当座勘定への入金
 - ・ 振込国債の利子にかかる精算税額の当座勘定への入金
 - ・ 国庫国債事務取扱等手数料の当座勘定への入金
 - ・ 国債条件付売買、日銀国債売現先(国債補完供給)および日銀国債売現先(米ドルオペ用担保国債供給)の売買国債にかかる利子精算金の当座勘定への入金または引落
 - ・ 当座貸越延滞利息の当座勘定からの引落
 - ・ 振込国債以外の期日担保返戻

(日本銀行支店を日銀ネット主管店とする利用先)

略 (不変)

翌営業日

午前

6 : 30 まで [センターで自動的に行う当座勘定の入金または引落等]

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○ 日本銀行は、次の処理を翌営業日の午前6時30分までにセンターで自動的に行います。</p> <ul style="list-style-type: none">・代理店保証額および歳入代理店保証額の増額または減額・共通担保の時価または掛目の変更に伴う担保価額の変更・振替社債等の定時償還または一部繰上償還に伴う担保価額の減額・振込国債の元利金の当座勘定への入金・振込国債の利子にかかる精算税額の当座勘定への入金・国庫国債事務取扱等手数料の当座勘定への入金・<u>当座貸越延滞利息の当座勘定からの引落</u>・振込国債以外の期日担保返戻 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

○ 第2編 I. 4. (2) を横線のとおり改める。

(2) コンピュータウイルス対策

利用先は、ウイルス対策ソフトが定める手順に従って、端末装置内のすべてのハードディスクに対してコンピュータウイルスの有無を毎月定期的に調査してください(注¹⁾)。また、ファイルアップロード・ダウンロード機能の使用や日本銀行からの指示により記憶媒体を使用する場合には、その都度、ウイルス対策ソフトを用いてコンピュータウイルスの有無を調査してください。万一、端末装置にコンピュータウイルスが存在することを検知した場合には、当該端末装置の利用を停止し、端末装置からLANケーブルを抜いたうえで、直ちにセンターに連絡してその指示に従ってください。

なお、「日銀ネット端末セットアップCD」に格納された手順に従った設定が完了している端末装置は、OSを起動した状態(端末認証装置による端末接続は不要です)であれば、端末装置で管理している時刻にもとづき、午後0時から午後3時30分までの間にウイルス対策ソフトの定義ファイルが自動的に更新されますので、端末装置は時刻を正しく設定したうえで使用してください。ウイルス対策ソフトの定義ファイルが自動的に更新されない端末装置は、使用前に必ず手動で定義ファイルを更新し、オンライン配信される最新の定義ファイルに更新した状態で使用してください。

通常時に利用する端末装置のほかにも、また、予備として保有しているおり通常時にはOSを起動していない端末装置があり、この端末装置を利用する場合には、必ず手動

姿によるウイルス対策ソフトの定義ファイルを更新^(注2) 七に加え、端末装置内のすべてのハードディスクに対してコンピュータウイルスの有無を調査したうえで利用してください^(注1)。

以下略（不変）